

資料1-3

自治体名 ☆は政令市 ◇は中核市	待機児童数 (平成24年4 月1日時点)	①(1)乳児室 の面積の上乗 せ基準	①(1)の上乗せ基準の 概要	①(2)ほふく 室の面積の上 乗せ基準の有 無	①(2)の上乗せ基準の 概要	①(3)児童数 及び職員数の 比率の上乗せ 基準の有無	①(3)の上乗せ基 準の概要	②(1)株式会 社が設置主体 の認可保育所 数(平成24年 4月1日時点)	②(2)NPOが 設置主体の認 可保育所数 (平成24年4 月1日時点)	②(3)株式会 社が公立保育 所の業務委託 (指定管理者 を含む)を受け ている数(平成 24年4月1日 時点)	②(4)NPOが 公立保育所の 業務委託(指 定管理者を含 む)を受けて いる数(平成 24年4月1日 時点)	②(5)認可保 育所総数(平 成24年4月1 日時点)	③(1)「認可保育所 の整備・運営を担 う事業者の募集にお いて、応募資格として 株式会社等を排除して いる例」	③(2)「市有地を活 用した保育所を運営 する法人の募集にお いて、応募資格として 株式会社等を排除し ている例」	③(3)「市立保育園 の管理を行う指定管 理者の募集において 応募資格として株式 会社等を排除してい る例」	③(4)「『安心こども 基金』に基づく補助金 (例えば、内装整備 費事業補助、家賃補 助等)が株式会社等 に交付されていない 例」	③(5)その他の「株 式会社等の参入を阻 害する運用」の有無
さいたま市☆	126	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	—	—	—	—	3	1	0	0	139	—	—	—	—	該当有り
川越市◇	94	○	乳児5.0㎡	—	—	—	—	0	0	0	0	40	—	—	—	該当有り	該当有り
川口市	123	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児5:1	13	0	3	0	70	—	—	—	—	—
朝霞市	95	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児4:1(私立) 1歳児4.5:1(公立)	0	0	2	0	22	—	—	—	—	該当有り
和光市	70	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児4:1 2歳児5:1	0	1	1	0	14	—	—	—	—	—
新座市	81	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児4:1(公立) 2歳児5:1(公立)	0	0	0	0	26	—	—	—	—	—
中央区	79	○	0歳児6.0㎡(公立) 1歳児3.5㎡(公立) 0・1歳児3.3㎡(私立)	○	0歳児6.0㎡(公立) 1歳児3.5㎡(公立)	○	1歳児5:1(公立)	4	0	2	0	20	—	—	—	—	—
港区	175	○	0歳児5.0㎡(公立) 0歳児3.3㎡(私立) 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡(公立)	○	1歳児5:1(公立)	5	0	0	0	24	—	—	—	—	—
新宿区	98	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児5:1	0	0	0	0	38	—	—	—	—	—
文京区	111	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児5:1	3	0	2	0	29	—	—	—	—	—
台東区	66	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児5:1(公立)	1	0	1	0	22	—	—	—	—	—
墨田区	105	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	—	—	0	0	0	0	43	該当有り	該当有り	該当有り	—	—
江東区	253	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児5:1	6	1	0	0	77	—	—	—	—	—
品川区	50	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児5:1	7	0	0	1	67	—	—	—	—	—
目黒区	143	○	0歳児5.0㎡(公立) 0歳児3.3㎡(私立) 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡(公立)	○	1歳児5:1	3	0	0	0	30	—	該当有り	該当有り	—	—
大田区	392	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児5:1	5	0	7	0	88	—	—	—	—	—
世田谷区	786	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児5:1	0	0	0	0	109	該当有り	該当有り	—	—	—
渋谷区	135	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児5:1(公立)	2	0	0	0	32	—	—	—	—	—
中野区	114	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児5:1	0	0	2	0	36	—	—	—	—	—
杉並区	52	○	0歳児5.5㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.5㎡	○	1歳児5:1	1	0	1	0	56	—	—	—	—	—
豊島区	129	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	—	—	0	0	0	0	33	—	該当有り	—	—	—
板橋区	342	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児5:1	4	0	0	1	94	—	該当有り	—	—	該当有り
練馬区	523	○	0歳児5.0㎡(公立) 0歳児3.3㎡(私立) 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡(公立)	○	0歳児(8ヶ月未 満)2:1(公立) 1歳児5:1	14	1	2	1	96	—	—	—	—	—
足立区	397	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児5:1	3	0	0	0	88	該当有り	—	—	—	—
葛飾区	74	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児5:1	0	0	1	0	78	該当有り	該当有り	—	—	該当有り
江戸川区	211	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児5:1	3	0	0	0	85	—	—	—	—	—
八王子市	375	○	0歳児5.0㎡(公立) 0歳児3.3㎡(私立) 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡(公立)	○	1歳児5:1(公立)	0	0	0	0	86	該当有り	—	該当有り	—	—
立川市	77	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児5:1	0	0	0	0	29	—	—	—	—	該当有り
武蔵野市	120	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児5:1	0	1	0	0	15	—	—	—	—	—
三鷹市	128	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児5:1	2	1	4	0	31	—	—	—	—	—
府中市	182	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児5:1	3	2	0	0	41	—	該当有り	—	—	—
調布市	180	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児5:1	5	0	1	0	33	—	—	—	—	—

自治体名 ☆は政令市 ◇は中核市	待機児童数 (平成24年4 月1日時点)	①(1)乳児室 の面積の上乗 せ基準	①(1)の上乗せ基準の 概要	①(2)ほふく 室の面積の上 乗せ基準の有 無	①(2)の上乗せ基準の 概要	①(3)児童数 及び職員数の 比率の上乗せ 基準の有無	①(3)の上乗せ基 準の概要	②(1)株式会 社が設置主体 の認可保育所 数(平成24年 4月1日時点)	②(2)NPOが 設置主体の認 可保育所数 (平成24年4 月1日時点)	②(3)株式会 社が公立保育 所の業務委託 (指定管理者 を含む)を受け ている数(平成 24年4月1日 時点)	②(4)NPOが 公立保育所の 業務委託(指 定管理者を含 む)を受けて いる数(平成 24年4月1日 時点)	②(5)認可保 育所総数(平 成24年4月1 日時点)	③(1)「認可保育所 の整備・運営を担 う事業者の募集に おいて、応募資格 として株式会社等 を排除している例」	③(2)「市有地を 活用した保育所を 運営する法人の募 集において、応募 資格として株式 会社等を排除し ている例」	③(3)「市立保育 園の管理を行う 指定管理者の募 集において、應 募資格として株 式会社等を排除 している例」	③(4)「『安心こ ども基金』に基 づく補助金(例 えば、内装整備 費事業補助、家 賃補助等)が株 式会社等に交付 されていない例」	③(5)その他の「株 式会社等の参入 を阻害する運用」 の有無	
33 町田市	293	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児5:1	0	3	0	0	60	—	—	—	—	—	
34 小金井市	138	○	0・1歳児5.0㎡(公立) 0・1歳児3.3㎡(私立)	○	0・1歳児5.0㎡(公立)	○	1歳児5:1(公立)	1	1	0	0	13	—	—	—	—	—	
35 小平市	179	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児5:1	1	0	0	0	19	—	—	—	—	該当有り	
36 日野市	153	○	0歳児3.3㎡(公立) 0歳児5.0㎡(私立) 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡(私立)	○	1歳児5:1	0	0	0	0	31	該当有り	該当有り	該当有り	該当有り	該当有り	
37 東村山市	195	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	—	—	1	2	0	0	17	—	—	—	—	—	
38 狛江市	79	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児5:1	0	0	0	0	11	—	—	—	—	該当有り	
39 東大和市	64	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児5:1	0	0	0	0	15	—	該当有り	—	—	—	
40 清瀬市	53	○	0歳児5.0㎡(公立) 0歳児3.3㎡(私立) 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡(公立)	○	1歳児5:1(公立)	0	0	0	0	14	—	—	—	—	—	
41 東久留米市	104	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児5:1	1	0	0	0	17	—	—	該当有り	該当有り	—	
42 多摩市	140	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児5:1	0	0	0	0	20	該当有り	—	—	—	—	
43 西東京市	190	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児5:1	1	0	0	0	25	—	—	—	—	—	
44 横浜市☆	179	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児4:1 2歳児5:1	152	17	0	0	580	—	該当有り	—	—	—	該当有り
45 川崎市☆	615	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	—	—	56	4	4	0	203	—	該当有り	—	—	—	
46 相模原市☆	244	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	—	—	0	0	0	0	82	該当有り	—	—	—	—	
47 藤沢市	379	—	—	—	—	○	1歳児5:1	0	1	0	0	39	—	—	—	—	—	該当有り
48 茅ヶ崎市	180	—	—	—	—	—	—	1	0	0	0	24	—	—	—	—	—	該当有り
49 大和市	127	—	—	—	—	—	—	2	1	0	0	18	—	—	—	—	—	—
合計	9198	46	—	25	—	40	—	303	37	33	3	2879	8	11	5	5	11	

各自治体からの回答

目次

○さいたま市	1
○川越市	5
○埼玉県（川口市・朝霞市・和光市・新座市）	9
○東京都	14
○横浜市	38
○川崎市	42
○相模原市	46
○神奈川県（藤沢市・茅ヶ崎市・大和市）	50

都県 政令市・中核市名 (さいたま市)

①いわゆる「上乗せ基準」（「児童福祉施設最低基準」からの上乗せ）の一覧表

市区町村名	(1)「乳児室の面積の上乗せ基準の有無」	(2)「ほふく室の面積の上乗せ基準の有無」	(3)「児童数及び職員数の比率の上乗せ基準の有無」
さいたま市	該当あり	該当なし	該当なし

※ 上記に該当する場合は「該当あり」、該当しない場合は「該当なし」とご記入ください。「該当あり」の場合は次頁の様式に上乗せ基準の具体的内容をご記入ください。

①で「該当あり」と回答した場合の具体的内容

市区町村名	上乗せ基準を定めている場合の具体的内容
さいたま市	(1)について、0歳児室は1人当たり5.0㎡、1歳児室は1人当たり3.3㎡としている。

※ 上乗せ基準について、(1)～(3)のいずれに該当するかを明示してご記入ください。(1)～(3)に複数該当する場合は、該当するすべてのものについてご記入ください。

②株式会社及びNPO法人（以下「株式会社等」という。）の認可保育所への参入状況（認可及び委託の有無）の一覧表

市区町村名	(1) 株式会社が設置主体の認可保育所数	(2) NPOが設置主体の認可保育所数	(3) 株式会社が公立保育所の業務委託(指定管理者を含む)を受けている数	(4) NPOが公立保育所の業務委託(指定管理者を含む)を受けている数	(5) 認可保育所の総数(公私立の別)
さいたま市 (平成24年4月時点)	3	1	0	0	139 (うち公立62か所、 私立77か所)
さいたま市 (平成25年4月時点)	3	1	0	0	146 (うち公立61か所、 私立85か所)

※1 平成24年4月時点でのそれぞれの保育所数をご記入ください。該当がない場合は「0」とご記入ください。

※2 (5)の「認可保育所の総数」は、総数をご記入いただき、その後ろに括弧書きで、「(うち公立〇か所、私立〇か所)」とご記入ください。

※3 平成24年4月以後平成25年4月までに上記(1)～(5)について数の増減がある場合は平成24年4月時点の数の後ろに、括弧書きで平成25年4月時点での数を付してください。

③株式会社等の認可保育所への参入を阻害する運用の実態（下記の事項を含む。）の一覧表（参入阻害の運用が認められる場合には、その理由を含む。）

市区町村名	(1)「認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集において、応募資格として株式会社等を排除している例」	(2)「市有地を活用した保育所を運営する法人の募集において、応募資格として株式会社等を排除している例」	(3)「市立保育園の管理を行う指定管理者の募集において応募資格として株式会社等を排除している例」	(4)「『安心こども基金』に基づく補助金（例えば、内装整備費事業補助、家賃補助等）が株式会社等に交付されていない例」	(5) その他の「株式会社等の参入を阻害する運用」の有無
さいたま市	該当なし	未実施	未実施	該当なし	該当あり

※ 上記に該当する場合は「該当あり」、該当しない場合は「該当なし」とご記入ください。上記（1）～（4）の例以外については、（5）にご記入ください。「該当あり」の場合は次頁の様式に当該運用を行っている理由、（5）その他の場合の具体的な運用の内容をご記入ください。

③で「該当あり」と回答した場合の当該運用を行っている理由、(5) その他の場合の具体的な運用の内容

市区町村名	「該当あり」の場合の当該運用を行っている理由、(5) その他の場合の具体的な運用の内容
さいたま市	株式会社等による保育所整備については、法人の要件として、当該株式会社等が他の自治体において、認可保育所の運営を2年以上行っており、かつ、優良な運営実績(監査指導において指摘がない・指摘事項に対して真摯に対応していること)を有していることを条件としている。

※1 「当該運用を行っている理由」は、該当する(1)～(5)を明示してご記入ください。(1)～(5)に複数該当する場合は、該当するすべてのものについてご記入ください。

※2 ③の(5)に「該当あり」とした場合は、運用の内容を具体的にご記入ください。

①いわゆる「上乗せ基準」（「児童福祉施設最低基準」からの上乗せ）の一覧表

市区町村名	(1)「乳児室の面積の上乗せ基準の有無」	(2)「ほふく室の面積の上乗せ基準の有無」	(3)「児童数及び職員数の比率の上乗せ基準の有無」
川越市	該当あり	該当なし	該当なし

※ 上記に該当する場合は「該当あり」、該当しない場合は「該当なし」とご記入ください。「該当あり」の場合は次頁の様式に上乗せ基準の具体的内容をご記入ください。

①で「該当あり」と回答した場合の具体的内容

市区町村名	上乗せ基準を定めている場合の具体的内容
川越市	乳児室の居室面積については、乳児一人につき5㎡以上の基準を設けている。 (弾力的運用として3.3㎡以上)

※ 上乗せ基準について、(1)～(3)のいずれに該当するかを明示してご記入ください。(1)～(3)に複数該当する場合は、該当するすべてのものについてご記入ください。

②株式会社及びNPO法人（以下「株式会社等」という。）の認可保育所への参入状況（認可及び委託の有無）の一覧表

市区町村名	(1) 株式会社が設置主体の認可保育所数	(2) NPOが設置主体の認可保育所数	(3) 株式会社が公立保育所の業務委託(指定管理者を含む)を受けている数	(4) NPOが公立保育所の業務委託(指定管理者を含む)を受けている数	(5) 認可保育所の総数(公私立の別)
川越市	0	0	0	0	38(40)園(うち公立20か所、私立18(20)か所)

※1 平成24年4月時点でのそれぞれの保育所数をご記入ください。該当がない場合は「0」とご記入ください。

※2 (5)の「認可保育所の総数」は、総数をご記入いただき、その後ろに括弧書きで、「(うち公立〇か所、私立〇か所)」とご記入ください。

※3 平成24年4月以後平成25年4月までに上記(1)～(5)について数の増減がある場合は平成24年4月時点の数の後ろに、括弧書きで平成25年4月時点での数を付してください。

③株式会社等の認可保育所への参入を阻害する運用の実態（下記の事項を含む。）の一覧表（参入阻害の運用が認められる場合には、その理由を含む。）

市区町村名	（１）「認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集において、応募資格として株式会社等を排除している例」	（２）「市有地を活用した保育所を運営する法人の募集において、応募資格として株式会社等を排除している例」	（３）「市立保育園の管理を行う指定管理者の募集において応募資格として株式会社等を排除している例」	（４）「『安心こども基金』に基づく補助金（例えば、内装整備費事業補助、家賃補助等）が株式会社等に交付されていない例」	（５）その他の「株式会社等の参入を阻害する運用」の有無
川越市	該当なし	該当なし	該当なし	該当あり	該当あり

※ 上記に該当する場合は「該当あり」、該当しない場合は「該当なし」とご記入ください。上記（１）～（４）の例以外については、（５）にご記入ください。「該当あり」の場合は次頁の様式に当該運用を行っている理由、（５）その他の場合の具体的な運用の内容をご記入ください。

③で「該当あり」と回答した場合の当該運用を行っている理由、(5) その他の場合の具体的な運用の内容

市区町村名	「該当あり」の場合の当該運用を行っている理由、(5) その他の場合の具体的な運用の内容
川越市	<p>(4) 川越市は株式会社からの保育所認可の相談は少なく、現在社会福祉法人のみを補助金対象とする要綱について改正に至っていない。</p> <p>(5) 社会福祉法人が設置及び経営する保育所に対し、補助金を交付している。</p>

※1 「当該運用を行っている理由」は、該当する(1)～(5)を明示してご記入ください。(1)～(5)に複数該当する場合は、該当するすべてのものについてご記入ください。

※2 ③の(5)に「該当あり」とした場合は、運用の内容を具体的にご記入ください。

①いわゆる「上乗せ基準」(「児童福祉施設最低基準」からの上乗せ)の一覧表

市区町村名	(1)「乳児室の面積の上乗せ基準の有無」	(2)「ほふく室の面積の上乗せ基準の有無」	(3)「児童数及び職員数の比率の上乗せ基準の有無」
川口市	該当あり	該当なし	
朝霞市	該当あり	該当あり	
新座市	該当あり	該当なし	
和光市	該当あり	該当なし	

※ 上記に該当する場合は「該当あり」、該当しない場合は「該当なし」とご記入ください。「該当あり」の場合は次頁の様式に上乗せ基準の具体的内容をご記入ください。

①で「該当あり」と回答した場合の具体的内容

市区町村名	上乗せ基準を定めている場合の具体的内容
川口市	(1) 0歳児→3.3㎡ 1歳児→3.3㎡
朝霞市	(1) 0歳児→5.0㎡ 1歳児→3.3㎡ (2) 0歳児→5.0㎡
新座市	(1) 0歳児→3.3㎡ 1歳児→3.3㎡
和光市	(1) 0歳児→3.3㎡ 1歳児→3.3㎡

※ 上乗せ基準について、(1)～(3)のいずれに該当するかを明示してご記入ください。(1)～(3)に複数該当する場合は、該当するすべてのものについてご記入ください。

②株式会社及びNPO法人（以下「株式会社等」という。）の認可保育所への参入状況（認可及び委託の有無）の一覧表

市区町村名	(1) 株式会社が設置主体の認可保育所数	(2) NPOが設置主体の認可保育所数	(3) 株式会社が公立保育所の業務委託（指定管理者を含む）を受けている数	(4) NPOが公立保育所の業務委託（指定管理者を含む）を受けている数	(5) 認可保育所の総数（公私立の別）
川口市	13か所	0か所	3か所	0か所	70か所（うち公立41か所、私立29か所） {71か所（うち公立41か所、私立30か所）}
朝霞市	0	0	2	0	22か所（うち公立11か所、私立11か所）
新座市	0	0	0	0	26か所（うち公立7か所、私立19か所） {27か所（うち公立7か所、私立20か所）}
和光市	0	1	1	0	14か所（うち公立6か所、私立8か所）

※1 平成24年4月時点でのそれぞれの保育所数をご記入ください。該当がない場合は「0」とご記入ください。

※2 (5)の「認可保育所の総数」は、総数をご記入いただき、その後ろに括弧書きで、「(うち公立〇か所、私立〇か所)」とご記入ください。

※3 平成24年4月以後平成25年4月までに上記(1)～(5)について数の増減がある場合は平成24年4月時点の数の後ろに、括弧書きで平成25年4月時点での数を付してください。

③株式会社等の認可保育所への参入を阻害する運用の実態（下記の事項を含む。）の一覧表（参入阻害の運用が認められる場合には、その理由を含む。）

市区町村名	（１）「認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集において、応募資格として株式会社等を排除している例」	（２）「市有地を活用した保育所を運営する法人の募集において、応募資格として株式会社等を排除している例」	（３）「市立保育園の管理を行う指定管理者の募集において応募資格として株式会社等を排除している例」	（４）「『安心こども基金』に基づく補助金（例えば、内装整備費事業補助、家賃補助等）が株式会社等に交付されていない例」	（５）その他の「株式会社等の参入を阻害する運用」の有無
川口市	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
朝霞市	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当あり
新座市	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
和光市	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

※ 上記に該当する場合は「該当あり」、該当しない場合は「該当なし」とご記入ください。上記（１）～（４）の例以外については、（５）にご記入ください。「該当あり」の場合は次頁の様式に当該運用を行っている理由、（５）その他の場合の具体的な運用の内容をご記入ください。

③で「該当あり」と回答した場合の当該運用を行っている理由、(5) その他の場合の具体的な運用の内容

市区町村名	「該当あり」の場合の当該運用を行っている理由、(5) その他の場合の具体的な運用の内容
朝霞市	(5) 保育所の設立は社会福祉法人に限定している。保育事業は、事業の長期継続性が必要と判断しているため。

※1 「当該運用を行っている理由」は、該当する(1)～(5)を明示してご記入ください。(1)～(5)に複数該当する場合は、該当するすべてのものについてご記入ください。

※2 ③の(5)に「該当あり」とした場合は、運用の内容を具体的にご記入ください。

①いわゆる「上乗せ基準」（「児童福祉施設最低基準」からの上乗せ）の一覧表

市区町村名	(1)「乳児室の面積の上乗せ基準の有無」	(2)「ほふく室の面積の上乗せ基準の有無」	(3)「児童数及び職員数の比率の上乗せ基準の有無」	
中央区	<p>該当あり</p> <p>※ 都の条例基準では、0・1歳児について、乳児室又はほふく室の面積を3.3㎡以上としている。</p> <p>※ 区市町村により、都の条例基準に上乗せして基準を定めているところがある（別頁で記載）。</p>		該当あり	
港区			該当あり	
新宿区			該当あり	
文京区			該当あり	
台東区			該当あり	
墨田区			該当なし	
江東区			該当あり	
品川区			該当あり	
目黒区			該当あり	
大田区			該当あり	
世田谷区			該当あり	
渋谷区			該当あり	
中野区			該当あり	
杉並区			該当あり	
豊島区			該当なし	
板橋区			該当あり	該当あり
練馬区			<p>※ 都の条例基準では、0・1歳児について、</p>	

足立区	乳児室又はほふく室の面積を3.3㎡以上としている。 ※ 区市町村により、都の条例基準に上乗せして 基準を定めているところがある（別頁で記載）。	該当あり
葛飾区		該当あり
江戸川区		該当あり
八王子市		該当あり
立川市		該当あり
武蔵野市		該当あり
三鷹市		該当あり
府中市		該当あり
調布市		該当あり
町田市		該当あり
小金井市		該当あり
小平市		該当あり
日野市		該当あり
東村山市		該当なし
狛江市		該当あり
東大和市		該当あり
清瀬市		該当あり
東久留米市		該当あり
多摩市		該当あり
西東京市		該当あり

※ 上記に該当する場合は「該当あり」、該当しない場合は「該当なし」とご記入ください。「該当あり」の場合は次頁の様式に上乗せ基準の具体的内容をご記入ください。

①で「該当あり」と回答した場合の具体的内容

市区町村名	上乗せ基準を定めている場合の具体的内容	
中央区	(1)・(2)	【公立】0歳：6㎡、1歳：3.5㎡ 【私立】都条例基準（3.3㎡）
	(3)	【公立】1歳：5：1
港区	(1)・(2)	【公立】0歳：5㎡、1歳：都条例基準（3.3㎡） 【私立】都条例基準（3.3㎡）
	(3)	【公立】1歳：5：1
新宿区	(1)・(2)	【公立】0歳：5㎡、1歳：都条例基準（3.3㎡） 【私立】0歳：5㎡、1歳：都条例基準（3.3㎡）
	(3)	【公立】1歳：5：1 【私立】1歳：5：1
文京区	(1)・(2)	【公立】都条例基準（3.3㎡） 【私立】都条例基準（3.3㎡）
	(3)	【公立】1歳：5：1
台東区	(1)・(2)	【公立】都条例基準（3.3㎡） 【私立】都条例基準（3.3㎡）
	(3)	【公立】1歳：5：1
墨田区	(1)・(2)	【公立】都条例基準（3.3㎡） 【私立】都条例基準（3.3㎡）
	(3)	-----

江東区	(1)・(2)	【公立】0歳：5㎡、1歳：都条例基準（3.3㎡） 【私立】0歳：5㎡、1歳：都条例基準（3.3㎡）
	(3)	【公立】1歳：5：1 【私立】1歳：5：1
品川区	(1)・(2)	【公立】都条例基準（3.3㎡） 【私立】都条例基準（3.3㎡）
	(3)	【公立】1歳：5：1 【私立】1歳：5：1
目黒区	(1)・(2)	【公立】0歳：5㎡、1歳：都条例基準（3.3㎡） 【私立】都条例基準（3.3㎡）
	(3)	【公立】1歳：5：1 【私立】1歳：5：1
大田区	(1)・(2)	【公立】都条例基準（3.3㎡） 【私立】都条例基準（3.3㎡）
	(3)	【公立】1歳：5：1 【私立】1歳：5：1
世田谷区	(1)・(2)	【公立】0歳：5㎡、1歳：都条例基準（3.3㎡） 【私立】0歳：5㎡、1歳：都条例基準（3.3㎡）
	(3)	【公立】1歳：5：1 【私立】1歳：5：1
渋谷区	(1)・(2)	【公立】0歳：5㎡、1歳：都条例基準（3.3㎡） 【私立】0歳：5㎡、1歳：都条例基準（3.3㎡）
	(3)	【公立】1歳：5：1

中野区	(1)・(2)	【公立】0歳：5㎡、1歳：都条例基準（3.3㎡） 【私立】0歳：5㎡、1歳：都条例基準（3.3㎡）
	(3)	【公立】1歳：5：1 【私立】1歳：5：1
杉並区	(1)・(2)	【公立】0歳：5.5㎡、1歳：都条例基準（3.3㎡） 【私立】0歳：5.5㎡、1歳：都条例基準（3.3㎡）
	(3)	【公立】1歳：5：1 【私立】1歳：5：1
豊島区	(1)・(2)	【公立】0歳：5㎡、1歳：都条例基準（3.3㎡） 【私立】0歳：5㎡、1歳：都条例基準（3.3㎡）
	(3)	-----
板橋区	(1)・(2)	【公立】0歳：5㎡、1歳：都条例基準（3.3㎡） 【私立】0歳：5㎡、1歳：都条例基準（3.3㎡）
	(3)	【公立】1歳：5：1 【私立】1歳：5：1
練馬区	(1)・(2)	【公立】0歳：5㎡、1歳：都条例基準（3.3㎡） 【私立】都条例基準（3.3㎡）
	(3)	【公立】0歳（8か月未満）：2：1、1歳：5：1 【私立】1歳：5：1
足立区	(1)・(2)	【公立】都条例基準（3.3㎡） 【私立】都条例基準（3.3㎡）
	(3)	【公立】1歳：5：1 【私立】1歳：5：1

葛飾区	(1)・(2)	【公立】都条例基準 (3. 3 m ²) 【私立】都条例基準 (3. 3 m ²)
	(3)	【公立】1歳 : 5 : 1 【私立】1歳 : 5 : 1
江戸川区	(1)・(2)	【公立】都条例基準 (3. 3 m ²) 【私立】都条例基準 (3. 3 m ²)
	(3)	【公立】1歳 : 5 : 1 【私立】1歳 : 5 : 1
八王子市	(1)・(2)	【公立】0歳 : 5 m ² 、1歳 : 都条例基準 (3. 3 m ²) 【私立】都条例基準 (3. 3 m ²)
	(3)	【公立】1歳 : 5 : 1、4・5歳 : 27 : 1
立川市	(1)・(2)	【公立】0歳 : 5 m ² 、1歳 : 都条例基準 (3. 3 m ²) 【私立】0歳 : 5 m ² 、1歳 : 都条例基準 (3. 3 m ²)
	(3)	【公立】1歳 : 5 : 1、3歳 : 18 : 1、4歳 : 24 : 1、5歳 : 26 : 1 【私立】1歳 : 5 : 1、3歳 : 18 : 1、4歳 : 24 : 1、5歳 : 26 : 1
武蔵野市	(1)・(2)	【公立】都条例基準 (3. 3 m ²) 【私立】都条例基準 (3. 3 m ²)
	(3)	【公立】1歳 : 5 : 1、3歳 : 15 : 1、4歳 : 28 : 1 【私立】1歳 : 5 : 1、3歳 : 15 : 1、4歳 : 28 : 1
三鷹市	(1)・(2)	【公立】0歳 : 5 m ² 、1歳 : 都条例基準 (3. 3 m ²) 【私立】0歳 : 5 m ² 、1歳 : 都条例基準 (3. 3 m ²)
	(3)	【公立】1歳 : 5 : 1、4・5歳 : 25 : 1 【私立】1歳 : 5 : 1、4・5歳 : 25 : 1

府中市	(1)・(2)	【公立】0歳：5㎡、1歳：都条例基準（3.3㎡） 【私立】0歳：5㎡、1歳：都条例基準（3.3㎡）
	(3)	【公立】1歳：5：1 【私立】1歳：5：1
調布市	(1)・(2)	【公立】都条例基準（3.3㎡） 【私立】都条例基準（3.3㎡）
	(3)	【公立】1歳：5：1、4・5歳：25：1 【私立】1歳：5：1
町田市	(1)・(2)	【公立】0歳：5㎡、1歳：都条例基準（3.3㎡） 【私立】0歳：5㎡、1歳：都条例基準（3.3㎡）
	(3)	【公立】1歳：5：1 【私立】1歳：5：1
小金井市	(1)・(2)	【公立】0歳：5㎡、1歳：5㎡ 【私立】都条例基準（3.3㎡）
	(3)	【公立】1歳：5：1
小平市	(1)・(2)	【公立】0歳：5㎡、1歳：都条例基準（3.3㎡） 【私立】0歳：5㎡、1歳：都条例基準（3.3㎡）
	(3)	【公立】1歳：5：1 【私立】1歳：5：1
日野市	(1)・(2)	【公立】都条例基準（3.3㎡） 【私立】0歳：5㎡、1歳：都条例基準（3.3㎡）
	(3)	【公立】1歳：5：1 【私立】1歳：5：1

東村山市	(1)・(2)	【公立】都条例基準 (3. 3 m ²) 【私立】都条例基準 (3. 3 m ²)
	(3)	-----
狛江市	(1)・(2)	【公立】都条例基準 (3. 3 m ²) 【私立】都条例基準 (3. 3 m ²)
	(3)	【公立】1歳 : 5 : 1
東大和市	(1)・(2)	【公立】0歳 : 5 m ² 、1歳 : 都条例基準 (3. 3 m ²) 【私立】0歳 : 5 m ² 、1歳 : 都条例基準 (3. 3 m ²)
	(3)	【公立】1歳 : 5 : 1 【私立】1歳 : 5 : 1
清瀬市	(1)・(2)	【公立】0歳 : 5 m ² 、1歳 : 都条例基準 (3. 3 m ²) 【私立】都条例基準 (3. 3 m ²)
	(3)	【公立】1歳 : 5 : 1
東久留米市	(1)・(2)	【公立】都条例基準 (3. 3 m ²) 【私立】都条例基準 (3. 3 m ²)
	(3)	【公立】1歳 : 5 : 1、4・5歳 : 24 : 1 【私立】1歳 : 5 : 1
多摩市	(1)・(2)	【公立】0歳 : 5 m ² 、1歳 : 都条例基準 (3. 3 m ²) 【私立】0歳 : 5 m ² 、1歳 : 都条例基準 (3. 3 m ²)
	(3)	【公立】1歳 : 5 : 1 【私立】1歳 : 5 : 1

西東京市	(1)・(2)	【公立】0歳：5㎡、1歳：都条例基準（3.3㎡） 【私立】0歳：5㎡、1歳：都条例基準（3.3㎡）
	(3)	【公立】1歳：5：1 【私立】1歳：5：1

※ 上乘せ基準について、(1)～(3)のいずれに該当するかを明示してご記入ください。(1)～(3)に複数該当する場合は、該当するすべてのものについてご記入ください。

②株式会社及びNPO法人（以下「株式会社等」という。）の認可保育所への参入状況（認可及び委託の有無）の一覧表

市区町村名	(1) 株式会社が設置主体の認可保育所数	(2) NPOが設置主体の認可保育所数	(3) 株式会社が公立保育所の業務委託(指定管理者を含む)を受けている数	(4) NPOが公立保育所の業務委託(指定管理者を含む)を受けている数	(5) 認可保育所の総数(公私別の別)
中央区	4 (5)	0	2 (3) ※増加分の1か所は保育所型こども園(公設民営)	0	20 (うち公立14カ所、私立6カ所) (22 (うち公立15カ所、私立7カ所))
港区	5 (6)	0	0 (2)	0	24 (うち公立16カ所、私立8カ所) (27 (うち公立18カ所、私立9カ所))
新宿区	0	0	0	0	38 (公立保育園19、私立保育園14、公立子ども園5)

文京区	3 (4)	0	2	0	29 (うち公立20か所、私立9か所) (31 (うち公立20か所、私立11か所)) ※分園除く
台東区	1 (2)	0	1	0	22 (うち公立13カ所、私立9カ所)
墨田区	0	0	0	0	43 (公立27、私立16) (44 (公立27、私立17))
江東区	6 (民設民営)	1 (民設民営)	0	0	77 (公設公営33、公設民営11、民設民営33 (こども園1含む))
品川区	7 (11)	0	0	1	67 (うち公立43か所、私立24か所)
目黒区	3 (4)	0	0	0	30 (うち公立22か所、私立8か所) (31 (うち公立22か所、私立9か所))

大田区	5	0 (1)	7	0	88 (うち公立54か所、私立34か所) (91 (うち公立52か所、私立39か所))
世田谷区	0	0	0	0	109 (うち公立50カ所、私立59カ所) (115 (うち公立50カ所、私立65カ所)) (分園含む)
渋谷区	2	0	0	0	32か所 (うち公立22か所、私立10か所) (34か所 (うち公立21か所、私立13か所))
中野区	0	0	2 別に分園1	0	36 (うち公立23か所 (22か所)、私立13か所 (14か所))

杉並区	1 (2)	0	1	0	56 (うち公立 44 所、私立 12 所) (57 (うち公立 44 所、私立 13 所))
豊島区	0	0	0	0	33 (うち公立 24 所、私立 9 所)
板橋区	4	0	0	1	94 (うち公立 43 所、私立 51 所) (95 (うち公立 43 所、私立 52 所))
練馬区	私立 14 (私立 17)	私 1	公立 2	公立 1 (公立 2)	96 (公立 60、私立 36) (101 (公立 60、私立 41 (内分園 3 所含む)))
足立区	3 (5) ※ 3 → 5 + 2 のうち 1 は分園	0	0	0	88 (公立 51、私立 37) (90 (公立 50、私立 40))

葛飾区	0 (1)	0	1	0	78 か所 (うち公立 44 か所、私立 34 か所) (79 か所 (うち公立 43 か所、私立 36 か所))
江戸川区	3	0	0	0	85 (うち公立 42 (41) か所、私立 43 (44) か所)
八王子市	0	0	0	0	86 (うち公立 16 か所、私立 70 か所) (89 (うち公立 16 か所、私立 73 か所))
立川市	0	0	0	0	29 (うち公立 10、私立 19)
武蔵野市	0	1 (0)	0	0	15 (うち公立 7 か所、私立 8 か所) (公立 4 か所、私立 11 か所)
三鷹市	2 園	1 園	4 園	0 園	31 園 (うち公立 19 園、私立 12 園)
府中市	3	2	0	0	41 (うち公立 16 か所、私立 25 か所)

調布市	5 (7)	0	1	0	33 (うち公立12か所、私立21か所) (37 (うち公立12か所、私立25か所))
町田市	0 (1)	3	0	0	60 (うち公立7か所、私立53か所) (63 (うち公立7か所、私立56か所))
小金井市	1	1	0	0	13 (うち公立5か所、私立8か所)
小平市	1	0	0	0	19 (うち公立10、私立9) (22 (うち公立10、私立12))
日野市	0	0	0	0	31 (公立12 私立19)
東村山市	1	2	0	0	17 (うち公立7か所、私立10か所) (19 (うち公立7か所、私立12か所 ※12か所のうち幼保連携型認定こども園1か所を含む))

狛江市	0	0	0	0	11（うち公立6か所、私立5か所）
東大和市	0	0	0	0	15（うち公立1か所、私立14か所）
清瀬市	0	0	0	0	14（うち公立8か所、私立6か所）
東久留米市	1	0	0	0	17（うち公立10か所、私立7か所）
多摩市	0	0	0	0	20（公立2、私立18）
西東京市	1（3）	0	0	0	25（公立17カ所、私立8カ所） （27（公立17カ所、私立10カ所））

※1 平成24年4月時点でのそれぞれの保育所数をご記入ください。該当がない場合は「0」とご記入ください。

※2 （5）の「認可保育所の総数」は、総数をご記入いただき、その後ろに括弧書きで、「（うち公立〇か所、私立〇か所）」とご記入ください。

※3 平成24年4月以後平成25年4月までに上記（1）～（5）について数の増減がある場合は平成24年4月時点の数の後ろに、括弧書きで平成25年4月時点での数を付してください。

③株式会社等の認可保育所への参入を阻害する運用の実態（下記の事項を含む。）の一覧表（参入阻害の運用が認められる場合には、その理由を含む。）

市区町村名	（１）「認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集において、応募資格として株式会社等を排除している例」	（２）「市有地を活用した保育所を運営する法人の募集において、応募資格として株式会社等を排除している例」	（３）「市立保育園の管理を行う指定管理者の募集において応募資格として株式会社等を排除している例」	（４）「『安心こども基金』に基づく補助金（例えば、内装整備費事業補助、家賃補助等）が株式会社等に交付されていない例」	（５）その他の「株式会社等の参入を阻害する運用」の有無
中央区	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
港区	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
新宿区	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
文京区	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
台東区	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
墨田区	該当あり	該当あり	該当あり	該当なし	該当なし
江東区	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
品川区	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
目黒区	該当なし	該当あり	該当あり	該当なし	該当なし
大田区	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
世田谷区	該当あり	該当あり	該当なし	該当なし	該当なし
渋谷区	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
中野区	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

杉並区	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
豊島区	該当なし	該当あり	該当なし	該当なし	該当なし
板橋区	該当なし	該当あり	該当なし	該当なし	該当あり
練馬区	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
足立区	該当あり	該当なし (募集の例なし)	該当なし	該当なし	該当なし
葛飾区	該当あり	該当あり	該当なし	該当あり	該当なし
江戸川区	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
八王子市	該当あり	該当なし (事業を実施して いない)	該当あり	該当あり	該当なし
立川市	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当あり
武蔵野市	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
三鷹市	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
府中市	該当なし	該当あり	該当なし	該当なし	該当なし
調布市	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
町田市	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
小金井市	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
小平市	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当あり
日野市	該当あり	該当あり	該当あり	該当あり	該当あり
東村山市	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
狛江市	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当あり
東大和市	該当なし	該当あり	該当なし	該当なし	該当なし

清瀬市	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
東久留米市	該当なし	該当なし	該当あり	該当あり	該当なし
多摩市	該当あり	該当なし (募集実績なし)	該当なし (募集実績なし)	該当なし	該当なし
西東京市	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

※ 上記に該当する場合は「該当あり」、該当しない場合は「該当なし」とご記入ください。上記(1)～(4)の例以外については、(5)にご記入ください。「該当あり」の場合は次頁の様式に当該運用を行っている理由、(5)その他の場合の具体的な運用の内容をご記入ください。

③で「該当あり」と回答した場合の当該運用を行っている理由、(5) その他の場合の具体的な運用の内容

市区町村名	「該当あり」の場合の当該運用を行っている理由、(5) その他の場合の具体的な運用の内容
中央区	-----
港区	-----
新宿区	-----
文京区	-----
台東区	-----
墨田区	<p>(1) 応募資格を社会福祉法人、財団法人に限定。保育園を安定的に運営するためには、社会福祉法人等が妥当であるため。</p> <p>(2) 応募資格を社会福祉法人、財団法人に限定。保育園を安定的に運営するためには、社会福祉法人等が妥当であるため。</p> <p>(3) 応募資格を社会福祉法人、財団法人に限定。保育園を安定的に運営するためには、社会福祉法人等が妥当であるため。</p>
江東区	-----
品川区	-----
目黒区	<p>(2) 区有地の無償貸付により、法人を誘致するため。適用する補助制度（『安心こども基金』の保育所緊急整備に、株式会社が含まれていないため。</p> <p>(3) 区立園を指定管理者による公設民営で運営する場合、営利を目的として設立された株式会社では、保護者の理解が得られないため。</p>
大田区	-----

世田谷区	<p>(1)(2)</p> <p>平成12年に国の規制が緩和され、地方公共団体又は社会福祉法人に限定されていた認可保育園の運営主体が株式会社、学校法人、NPO等にも認められるようになったが、社会福祉法人以外の運営主体については、新たな発想による保育内容の提供や事業運営にかかる経費の削減等が期待されるものの、施設整備や事業運営に関する補助金の制限（安心こども基金、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金）があること等を踏まえ、保育サービスの質の確保等の観点から、株式会社等の参入については、慎重に考えてきた。</p> <p>そのため、現時点では、認可保育園の新設には、多くの社会福祉法人等の協力があることから、認可保育園の運営主体は、国及び東京都の補助対象である「社会福祉法人」、「日本赤十字社」及び「民法第34条に規定する公益法人（財団法人及び社団法人）」とし、さらに認可保育園としての実績がある事業者としている。</p> <p>なお、認可保育園整備の公募には、実績と熱意のある多くの社会福祉法人が応募し、計画の達成ができていることから、こうした取り扱いにより、区が計画する認可保育園の整備が遅れたことの実関係は一切ない。</p> <p>※(2)</p> <p>「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」においては、会社法第2条第1号に規定する会社に応募資格を付与している。</p>
渋谷区	-----
中野区	-----
杉並区	-----
豊島区	<p>(2) 特別養護老人ホームと認可保育所の事業者を同時に公募した際、特別養護老人ホームの事業者が、制度上、社会福祉法人に限られていることから、保育所についても応募対象を社会福祉法人とした。</p>

板橋区	<p>(2) 保育園誘致の協力を得ること及び継続的な保育運営のために、土地貸付料を一定程度軽減する必要がある。土地貸付料の軽減の条件として運営事業者は社会福祉法人等である必要がある。</p> <p>(5) 所有地を活用する認可保育所の整備の場合、土地の貸付条件として事業主体が社会福祉法人である必要がある。</p>
練馬区	-----
足立区	<p>(1) 「足立区社会福祉法人の助成に関する条例」に基づき、区立保育園を完全民営化する場合には、建物・工作物を受託した社会法人に無償譲渡している。社会福祉法人が認可事業を廃止した場合でも、財産は個人に帰属せず区が引き継ぐ等、事業の継続性が担保できるため、完全民営化する場合には社会福祉法人のみを運営事業者の対象としている。</p>
葛飾区	<p>(1) 社会福祉法人が整備・運営することで、事業の安定性や保育の質等に対して期待ができるため。</p> <p>(2) 社会福祉法人が整備・運営することで、事業の安定性や保育の質等に対して期待ができるため。</p> <p>(3) 社会福祉法人が整備・運営することで、事業の安定性や保育の質等に対して期待ができるため。</p>
江戸川区	-----
八王子市	<p>(1) 八王子市内に本部を置いている社会福祉法人が66法人あり、うち22法人が保育事業を営んでいるため、株式会社等の参入が必要ない。また、保育所運営の、安定性から、社会福祉法人による運営が適正と考えているため。</p> <p>(3) 八王子市内に本部を置いている社会福祉法人が66法人あり、うち22法人が保育事業を営んでいるため、株式会社等の参入が必要ない。また、保育所運営の、安定性から、社会福祉法人による運営が適正と考えているため。</p> <p>(4) (1) で株式会社を排除しているため。</p>
立川市	<p>(5) 公立保育園の民営化にあたり、経営の安定性や継続性等を考慮し、事業者公募要領の中で事業者の応募資格の条件として東京都内で認可保育所を安定的に運営している社会福祉法人であることとした。</p>
武蔵野市	-----

三鷹市	-----
府中市	(2) 福祉事業を目的とした市有地の貸与対象を「社会福祉法人」及び「NPO 法人」に限定しているため。
調布市	-----
町田市	-----
小金井市	-----
小平市	(5) 公立保育園の初の民営化(移管・民設民営化)を行うに当たり、運営事業者を公募した際、小平市内で保育園運営に良好な実績がある社会福祉法人を公募の対象とした。 理由として、市有地の無償貸付を前提とし、民営化園として公立保育園における保育事業との一定の継続性の確保等、市の関与のもと、保育園の運営に対してさまざまな条件が付されること、また市内に既設(私立)保育園がある場合、保護者が身近に園の運営状況を確認でき、安心感を得られることなどを考慮し、公募条件を設定したもの。(※民営化に関するガイドラインを策定した時点では、市内の既設私立保育園は社会福祉法人運営園のみ。)
日野市	(1) 市内の社会福祉法人としている。 (2) 市内の社会福祉法人としている。 (3) 市内の社会福祉法人としている。 (4) 市内の社会福祉法人としている。 (5) 市内の社会福祉法人としている。
東村山市	-----
狛江市	(5) 狛江市民間保育所運営費支弁及び市費補助金交付要綱において、社会福祉法人以外への補助金交付が想定されていないため。
東大和市	(2) 長年に渡り保育園を設置運営し、地域に根ざした保育を実施していくことが困難と考えているため。
清瀬市	-----

東久留米市	(3) 民営化に伴う公募の際は、保護者感情に配慮し、保育所経営経験のある社会福祉法人に限っている。 (4) ただし、協議の結果によるもの。要綱等の定めはない。
多摩市	(1) 保護者の信頼と子どもにとって安定した保育環境が確保できるようにするため、市の保育計画において、「新規整備の場合の設置事業者は市内で認可保育所の運営実績がある社会福祉法人を基本とします」と定めている。
西東京市	-----

※1 「当該運用を行っている理由」は、該当する(1)～(5)を明示してご記入ください。(1)～(5)に複数該当する場合は、該当するすべてのものについてご記入ください。

※2 ③の(5)に「該当あり」とした場合は、運用の内容を具体的にご記入ください。

①いわゆる「上乗せ基準」(「児童福祉施設最低基準」からの上乗せ)の一覧表

市区町村名	(1)「乳児室の面積の上乗せ基準の有無」	(2)「ほふく室の面積の上乗せ基準の有無」	(3)「児童数及び職員数の比率の上乗せ基準の有無」
横浜市	該当あり	該当なし	該当あり

※ 上記に該当する場合は「該当あり」、該当しない場合は「該当なし」とご記入ください。「該当あり」の場合は次頁の様式に上乗せ基準の具体的内容をご記入ください。

①で「該当あり」と回答した場合の具体的内容

市区町村名	上乗せ基準を定めている場合の具体的内容
横浜市	(1) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。
横浜市	(3) 条例では省令と同様の基準としていますが、予算上は、本市単独助成で「1歳児4:1、2歳児5:1、3歳児15:1、4歳以上児24:1」として、比率の上乗せを行っています。

※ 上乗せ基準について、(1)～(3)のいずれに該当するかを明示してご記入ください。(1)～(3)に複数該当する場合は、該当するすべてのものについてご記入ください。

②株式会社及びNPO法人（以下「株式会社等」という。）の認可保育所への参入状況（認可及び委託の有無）の一覧表

市区町村名	(1) 株式会社が設置主体の認可保育所数	(2) NPOが設置主体の認可保育所数	(3) 株式会社が公立保育所の業務委託(指定管理者を含む)を受けている数	(4) NPOが公立保育所の業務委託(指定管理者を含む)を受けている数	(5) 認可保育所の総数(公私立の別)
横浜市	152 か所 (うち有限会社 10 か所)	17 か所	0 か所	0 か所	580 か所 (うち公立 90 か所、 私立 490 か所)

※1 平成24年4月時点でのそれぞれの保育所数をご記入ください。該当がない場合は「0」とご記入ください。

※2 (5)の「認可保育所の総数」は、総数をご記入いただき、その後ろに括弧書きで、「(うち公立〇か所、私立〇か所)」とご記入ください。

※3 平成24年4月以後平成25年4月までに上記(1)～(5)について数の増減がある場合は平成24年4月時点の数の後ろに、括弧書きで平成25年4月時点での数を付してください。

③株式会社等の認可保育所への参入を阻害する運用の実態（下記の事項を含む。）の一覧表（参入阻害の運用が認められる場合には、その理由を含む。）

市区町村名	（１）「認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集において、応募資格として株式会社等を排除している例」	（２）「市有地を活用した保育所を運営する法人の募集において、応募資格として株式会社等を排除している例」	（３）「市立保育園の管理を行う指定管理者の募集において応募資格として株式会社等を排除している例」	（４）「『安心こども基金』に基づく補助金（例えば、内装整備費事業補助、家賃補助等）が株式会社等に交付されていない例」	（５）その他の「株式会社等の参入を阻害する運用」の有無
横浜市	該当なし	該当あり	該当なし (募集していない)	該当なし	該当あり

※ 上記に該当する場合は「該当あり」、該当しない場合は「該当なし」とご記入ください。上記（１）～（４）の例以外については、（５）にご記入ください。「該当あり」の場合は次頁の様式に当該運用を行っている理由、（５）その他の場合の具体的な運用の内容をご記入ください。

③で「該当あり」と回答した場合の当該運用を行っている理由、(5) その他の場合の具体的な運用の内容

市区町村名	「該当あり」の場合の当該運用を行っている理由、(5) その他の場合の具体的な運用の内容
横浜市	<p>(2) 市有地を活用した保育所整備事業では、応募資格を社会福祉法人等に限定しています。これは、当該事業者に対して建設費の補助をすることから、株式会社等に補助金を交付することは民間企業の資産形成にあたることから、事業の対象から除いているものです。</p> <p>(5) 市立保育所の民間移管にあたっては、普通財産(市有地)を無償で貸付し、建物を有償で譲渡しています。『財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例』第4条により、普通財産(市有地)の貸付は「国、他の地方公共団体その他公共団体または公共的団体において公用、公共用または公益事業の用に供するとき」においては無償または時価よりも低い価格で貸し付けることができることとなっています。</p> <p>上記の理由から、移管先法人の募集を行う際は「応募の時点で1年以上の認可保育所運営実績のある社会福祉法人、公益財団法人または公益社団法人」であることを条件としています。</p>

※1 「当該運用を行っている理由」は、該当する(1)～(5)を明示してご記入ください。(1)～(5)に複数該当する場合は、該当するすべてのものについてご記入ください。

※2 ③の(5)に「該当あり」とした場合は、運用の内容を具体的にご記入ください。

①いわゆる「上乗せ基準」（「児童福祉施設最低基準」からの上乗せ）の一覧表

市区町村名	(1)「乳児室の面積の上乗せ基準の有無」	(2)「ほふく室の面積の上乗せ基準の有無」	(3)「児童数及び職員数の比率の上乗せ基準の有無」
川崎市	該当あり	該当なし	該当なし

※ 上記に該当する場合は「該当あり」、該当しない場合は「該当なし」とご記入ください。「該当あり」の場合は次頁の様式に上乗せ基準の具体的内容をご記入ください。

①で「該当あり」と回答した場合の具体的内容

市区町村名	上乗せ基準を定めている場合の具体的内容
川崎市	(1) 保育所（乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させるものに限る。）の設備の基準について、乳児室又はほふく室を設けることし、乳児室の面積についても、ほふく室の面積と同様に、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき、3.3平方メートル以上とすること。

※ 上乗せ基準について、(1)～(3)のいずれに該当するかを明示してご記入ください。(1)～(3)に複数該当する場合は、該当するすべてのものについてご記入ください。

②株式会社及びNPO法人（以下「株式会社等」という。）の認可保育所への参入状況（認可及び委託の有無）の一覧表

市区町村名	(1) 株式会社が設置主体の認可保育所数	(2) NPOが設置主体の認可保育所数	(3) 株式会社が公立保育所の業務委託(指定管理者を含む)を受けている数	(4) NPOが公立保育所の業務委託(指定管理者を含む)を受けている数	(5) 認可保育所の総数(公私立の別)
川崎市	56 か所 (66 か所)	4 か所	4 か所	0 か所	203 か所 (うち公立 78 か所、私立 125 か所) 【平成 25 年度】 221 か所 (うち公立 72 か所、私立 149 か所)

※1 平成24年4月時点でのそれぞれの保育所数をご記入ください。該当がない場合は「0」とご記入ください。

※2 (5)の「認可保育所の総数」は、総数をご記入いただき、その後ろに括弧書きで、「(うち公立〇か所、私立〇か所)」とご記入ください。

※3 平成24年4月以後平成25年4月までに上記(1)～(5)について数の増減がある場合は平成24年4月時点の数の後ろに、括弧書きで平成25年4月時点での数を付してください。

③株式会社等の認可保育所への参入を阻害する運用の実態（下記の事項を含む。）の一覧表（参入阻害の運用が認められる場合には、その理由を含む。）

市区町村名	（１）「認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集において、応募資格として株式会社等を排除している例」	（２）「市有地を活用した保育所を運営する法人の募集において、応募資格として株式会社等を排除している例」	（３）「市立保育園の管理を行う指定管理者の募集において応募資格として株式会社等を排除している例」	（４）「『安心こども基金』に基づく補助金（例えば、内装整備費事業補助、家賃補助等）が株式会社等に交付されていない例」	（５）その他の「株式会社等の参入を阻害する運用」の有無
川崎市	該当なし	該当あり	該当なし	該当なし	該当なし

※ 上記に該当する場合は「該当あり」、該当しない場合は「該当なし」とご記入ください。上記（１）～（４）の例以外については、（５）にご記入ください。「該当あり」の場合は次頁の様式に当該運用を行っている理由、（５）その他の場合の具体的な運用の内容をご記入ください。

③で「該当あり」と回答した場合の当該運用を行っている理由、(5) その他の場合の具体的な運用の内容

市区町村名	「該当あり」の場合の当該運用を行っている理由、(5) その他の場合の具体的な運用の内容
川崎市	(2) 株式会社に施設整備の補助が適用できないため

※1 「当該運用を行っている理由」は、該当する(1)～(5)を明示してご記入ください。(1)～(5)に複数該当する場合は、該当するすべてのものについてご記入ください。

※2 ③の(5)に「該当あり」とした場合は、運用の内容を具体的にご記入ください。

都県・政令市・中核市名（ 相模原市 ）

①いわゆる「上乗せ基準」（「児童福祉施設最低基準」からの上乗せ）の一覧表

市区町村名	(1)「乳児室の面積の上乗せ基準の有無」	(2)「ほふく室の面積の上乗せ基準の有無」	(3)「児童数及び職員数の比率の上乗せ基準の有無」
相模原市	該当あり	該当なし	該当なし

※ 上記に該当する場合は「該当あり」、該当しない場合は「該当なし」とご記入ください。「該当あり」の場合は次頁の様式に上乗せ基準の具体的内容をご記入ください。

①で「該当あり」と回答した場合の具体的内容

市区町村名	上乗せ基準を定めている場合の具体的内容
相模原市	(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上

※ 上乗せ基準について、(1)～(3)のいずれに該当するかを明示してご記入ください。(1)～(3)に複数該当する場合は、該当するすべてのものについてご記入ください。

②株式会社及びNPO法人（以下「株式会社等」という。）の認可保育所への参入状況（認可及び委託の有無）の一覧表

市区町村名	(1) 株式会社が設置主体の認可保育所数	(2) NPOが設置主体の認可保育所数	(3) 株式会社が公立保育所の業務委託(指定管理者を含む)を受けている数	(4) NPOが公立保育所の業務委託(指定管理者を含む)を受けている数	(5) 認可保育所の総数(公私立の別)
相模原市	0	0	0	0	82か所(うち公立25か所、私立57か所)

※1 平成24年4月時点でのそれぞれの保育所数をご記入ください。該当がない場合は「0」とご記入ください。

※2 (5)の「認可保育所の総数」は、総数をご記入いただき、その後ろに括弧書きで、「(うち公立〇か所、私立〇か所)」とご記入ください。

※3 平成24年4月以後平成25年4月までに上記(1)～(5)について数の増減がある場合は平成24年4月時点の数の後ろに、括弧書きで平成25年4月時点での数を付してください。

③株式会社等の認可保育所への参入を阻害する運用の実態（下記の事項を含む。）の一覧表（参入阻害の運用が認められる場合には、その理由を含む。）

市区町村名	(1)「認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集において、応募資格として株式会社等を排除している例」	(2)「市有地を活用した保育所を運営する法人の募集において、応募資格として株式会社等を排除している例」	(3)「市立保育園の管理を行う指定管理者の募集において応募資格として株式会社等を排除している例」	(4)「『安心こども基金』に基づく補助金（例えば、内装整備費事業補助、家賃補助等）が株式会社等に交付されていない例」	(5) その他の「株式会社等の参入を阻害する運用」の有無
相模原市	該当あり	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

※ 上記に該当する場合は「該当あり」、該当しない場合は「該当なし」とご記入ください。上記（1）～（4）の例以外については、（5）にご記入ください。「該当あり」の場合は次頁の様式に当該運用を行っている理由、（5）その他の場合の具体的な運用の内容をご記入ください。

③で「該当あり」と回答した場合の当該運用を行っている理由、(5) その他の場合の具体的な運用の内容

市区町村名	「該当あり」の場合の当該運用を行っている理由、(5) その他の場合の具体的な運用の内容
相模原市	<p>(1) 事業運営の安定性や継続性の観点から、社会福祉法人を優先して公募している。</p> <p>※保育所運営法人の公募にあたっては、当初は、社会福祉法人に限って行うが、応募数が必要数に達しない場合には、社会福祉法人以外の法人にも公募の枠を広げることとしている。</p>

※1 「当該運用を行っている理由」は、該当する(1)～(5)を明示してご記入ください。(1)～(5)に複数該当する場合は、該当するすべてのものについてご記入ください。

※2 ③の(5)に「該当あり」とした場合は、運用の内容を具体的にご記入ください。

①いわゆる「上乗せ基準」（「児童福祉施設最低基準」からの上乗せ）の一覧表

市区町村名	(1)「乳児室の面積の上乗せ基準の有無」	(2)「ほふく室の面積の上乗せ基準の有無」	(3)「児童数及び職員数の比率の上乗せ基準の有無」
藤沢市	該当なし	該当なし	該当あり
茅ヶ崎市	該当なし	該当なし	該当なし
大和市	該当なし	該当なし	該当なし

※ 上記に該当する場合は「該当あり」、該当しない場合は「該当なし」とご記入ください。「該当あり」の場合は次頁の様式に上乗せ基準の具体的内容をご記入ください。

①で「該当あり」と回答した場合の具体的内容

市区町村名	上乗せ基準を定めている場合の具体的内容
藤沢市	1歳児の配置基準を1：5としている。

※ 上乗せ基準について、(1)～(3)のいずれに該当するかを明示してご記入ください。(1)～(3)に複数該当する場合は、該当するすべてのものについてご記入ください。

②株式会社及びNPO法人（以下「株式会社等」という。）の認可保育所への参入状況（認可及び委託の有無）の一覧表

市区町村名	(1) 株式会社が設置主体の認可保育所数	(2) NPOが設置主体の認可保育所数	(3) 株式会社が公立保育所の業務委託(指定管理者を含む)を受けている数	(4) NPOが公立保育所の業務委託(指定管理者を含む)を受けている数	(5) 認可保育所の総数(公私立の別)
藤沢市	0	1	0	0	39(うち公立16か所、私立23か所) (41(うち公立16か所、私立25か所))
茅ヶ崎市	1	0	0	0	24(うち公立7か所、私立17か所) (26(うち公立7か所、私立19か所))
大和市	2	1	0	0	18(うち公立6か所、私立12か所) (18(うち公立5か所、私立13か所))

※1 平成24年4月時点でのそれぞれの保育所数をご記入ください。該当がない場合は「0」とご記入ください。

※2 (5)の「認可保育所の総数」は、総数をご記入いただき、その後ろに括弧書きで、「(うち公立○か所、私立○か所)」とご記入ください。

※3 平成24年4月以後平成25年4月までに上記(1)～(5)について数の増減がある場合は平成24年4月時点の数の後ろに、括弧書きで平成25年4月時点での数を付してください。

③株式会社等の認可保育所への参入を阻害する運用の実態（下記の事項を含む。）の一覧表（参入阻害の運用が認められる場合には、その理由を含む。）

市区町村名	（１）「認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集において、応募資格として株式会社等を排除している例」	（２）「市有地を活用した保育所を運営する法人の募集において、応募資格として株式会社等を排除している例」	（３）「市立保育園の管理を行う指定管理者の募集において応募資格として株式会社等を排除している例」	（４）「『安心こども基金』に基づく補助金（例えば、内装整備費事業補助、家賃補助等）が株式会社等に交付されていない例」	（５）その他の「株式会社等の参入を阻害する運用」の有無
藤沢市	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当あり
茅ヶ崎市	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当あり
大和市	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

※ 上記に該当する場合は「該当あり」、該当しない場合は「該当なし」とご記入ください。上記（１）～（４）の例以外については、（５）にご記入ください。「該当あり」の場合は次頁の様式に当該運用を行っている理由、（５）その他の場合の具体的な運用の内容をご記入ください。

③で「該当あり」と回答した場合の当該運用を行っている理由、(5) その他の場合の具体的な運用の内容

市区町村名	「該当あり」の場合の当該運用を行っている理由、(5) その他の場合の具体的な運用の内容
藤沢市	市内民間保育所で組織する園長会は「社会福祉法人立保育所園長会」とされ、株式会社等は参加できない。
茅ヶ崎市	市内民間保育所で組織する園長会は「社会福祉法人立保育所園長会」とされ、株式会社等は参加できない。

※1 「当該運用を行っている理由」は、該当する(1)～(5)を明示してご記入ください。(1)～(5)に複数該当する場合は、該当するすべてのものについてご記入ください。

※2 ③の(5)に「該当あり」とした場合は、運用の内容を具体的にご記入ください。

事務連絡
平成25年4月3日

埼玉県
東京都
神奈川県
さいたま市
横浜市
川崎市
相模原市
川越市

児童福祉主管課保育担当者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

規制改革会議からの資料の請求について（依頼）

日頃より、保育施策の推進にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

平成25年4月1日に開催された第6回規制改革会議において、別紙のとおり、規制改革会議より資料の請求の依頼がありました。

つきましては、下記留意事項を踏まえ、別紙の「厚生労働省に対する請求資料一覧」記載の事項について、別添1の様式にご記入の上、4月12日（金）までに以下担当者連絡先のメールアドレスに、電子メールにてご提出いただきますようお願いいたします。

大変ご多忙のところ申し訳ありませんが、御協力の程よろしくお願いいたします。

記

1. 資料の提出をお願いするのは、平成24年4月1日時点で待機児童が50人以上存在する埼玉県、東京都及び神奈川県の各市区町村についてです。（対象市区町村は別添2のとおりです。）

2. 政令指定都市・中核市以外の市区町村については、各都県でご回答をとりまとめの上、ご提出願います。政令指定都市・中核市については、それぞれ直接ご回答をご提出願います。

3. ご作成いただいた資料は、別紙の内閣府規制改革推進室の事務連絡に記載のとおり、規制改革会議における会議資料となる可能性がありますので、公表を前提にご作成願います。

別紙

事務連絡

平成 25 年 4 月 1 日

厚生労働省規制改革担当官 殿

内閣府

規制改革推進室

資料の請求について（依頼）

規制改革会議において、別紙のとおり、資料の請求がありましたので、4月15日（月）15時までに、下記担当までに御提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、作成いただいた資料につきましては、規制改革会議における会議資料となり得ますので、公表前提での作成をお願いいたします。

厚生労働省に対する請求資料一覧

平成 25 年 4 月 1 日

厚生労働省に対して、待機児童が 50 人以上存在する東京都、神奈川県（横浜市を含む）及び埼玉県の各市区町村について、下記の①～③に掲げる資料を請求する。

① 下記の基準のいわゆる「上乘せ基準」（「児童福祉施設最低基準」からの上乗せ）の一覧表及び当該市区町村における待機児童数の一覧表

- ・ 施設基準（ア．乳児室の面積、イ．ほふく室の面積）
- ・ 職員基準（ア．児童数及び職員数の比率、イ．保育従事者の割合）

② 株式会社及びNPO法人（以下「株式会社等」という。）の認可保育所への参入状況（認可及び委託の有無）の一覧表及び当該市区町村における待機児童数の一覧表

③ 株式会社等の認可保育所への参入を阻害する運用の実態（下記の事項を含む。）の一覧表（参入阻害の運用が認められる場合には、その理由を含む。）及び当該市区町村における待機児童数の一覧表

- ・ 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集において、応募資格として株式会社等を排除している例
- ・ 市有地を活用した保育所を運営する法人の募集において、応募資格として株式会社等を排除している例
- ・ 市立保育園の管理を行う指定管理者の募集において応募資格として株式会社等を排除している例
- ・ 「安心こども基金」に基づく補助金（例えば、内装整備費事業補助、家賃補助等）が株式会社等に交付されていない例

（以上）

都県・政令市・中核市名 (_____)

①いわゆる「上乗せ基準」（「児童福祉施設最低基準」からの上乗せ）の一覧表

市区町村名	(1)「乳児室の面積の上乗せ基準の有無」	(2)「ほふく室の面積の上乗せ基準の有無」	(3)「児童数及び職員数の比率の上乗せ基準の有無」

※ 上記に該当する場合は「該当あり」、該当しない場合は「該当なし」とご記入ください。「該当あり」の場合は次頁の様式に上乗せ基準の具体的内容をご記入ください。

①で「該当あり」と回答した場合の具体的内容

市区町村名	上乗せ基準を定めている場合の具体的内容

※ 上乗せ基準について、(1)～(3)のいずれに該当するかを明示してご記入ください。(1)～(3)に複数該当する場合は、該当するすべてのものについてご記入ください。

②株式会社及びNPO法人（以下「株式会社等」という。）の認可保育所への参入状況（認可及び委託の有無）の一覧表
--

市区町村名	(1) 株式会社が設置主体の認可保育所数	(2) NPOが設置主体の認可保育所数	(3) 株式会社が公立保育所の業務委託(指定管理者を含む)を受けている数	(4) NPOが公立保育所の業務委託(指定管理者を含む)を受けている数	(5) 認可保育所の総数(公私立の別)

※1 平成24年4月時点でのそれぞれの保育所数をご記入ください。該当がない場合は「0」とご記入ください。

※2 (5)の「認可保育所の総数」は、総数をご記入いただき、その後ろに括弧書きで、「(うち公立○か所、私立○か所)」とご記入ください。

※3 平成24年4月以後平成25年4月までに上記(1)～(5)について数の増減がある場合は平成24年4月時点の数の後ろに、括弧書きで平成25年4月時点での数を付してください。

③株式会社等の認可保育所への参入を阻害する運用の実態（下記の事項を含む。）の一覧表（参入阻害の運用が認められる場合には、その理由を含む。）

市区町村名	（１）「認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集において、応募資格として株式会社等を排除している例」	（２）「市有地を活用した保育所を運営する法人の募集において、応募資格として株式会社等を排除している例」	（３）「市立保育園の管理を行う指定管理者の募集において応募資格として株式会社等を排除している例」	（４）「『安心こども基金』に基づく補助金（例えば、内装整備費事業補助、家賃補助等）が株式会社等に交付されていない例」	（５）その他の「株式会社等の参入を阻害する運用」の有無

※ 上記に該当する場合は「該当あり」、該当しない場合は「該当なし」とご記入ください。上記（１）～（４）の例以外については、（５）にご記入ください。「該当あり」の場合は次頁の様式に当該運用を行っている理由、（５）その他の場合の具体的な運用の内容をご記入ください。

③で「該当あり」と回答した場合の当該運用を行っている理由、(5) その他の場合の具体的な運用の内容

市区町村名	「該当あり」の場合の当該運用を行っている理由、(5) その他の場合の具体的な運用の内容

※1 「当該運用を行っている理由」は、該当する(1)～(5)を明示してご記入ください。(1)～(5)に複数該当する場合は、該当するすべてのものについてご記入ください。

※2 ③の(5)に「該当あり」とした場合は、運用の内容を具体的にご記入ください。

【別添2】 保育計画を策定する市区町村(待機児童数50人以上)

平成24年4月1日時点

	都道府県	市区町村	待機児童数
1	東京都	世田谷区	786
2	東京都	練馬区	523
3	東京都	足立区	397
4	東京都	大田区	392
5	東京都	八王子市	375
6	東京都	板橋区	342
7	東京都	町田市	293
8	東京都	江東区	253
9	東京都	江戸川区	211
10	東京都	東村山市	195
11	東京都	西東京市	190
12	東京都	府中市	182
13	東京都	調布市	180
14	東京都	小平市	179
15	東京都	港区	175
16	東京都	日野市	153
17	東京都	目黒区	143
18	東京都	多摩市	140
19	東京都	小金井市	138
20	東京都	渋谷区	135
21	東京都	豊島区	129
22	東京都	三鷹市	128
23	東京都	武蔵野市	120
24	東京都	中野区	114
25	東京都	文京区	111
26	東京都	墨田区	105
27	東京都	東久留米市	104
28	東京都	新宿区	98
29	東京都	中央区	79
30	東京都	狛江市	79
31	東京都	立川市	77
32	東京都	葛飾区	74
33	東京都	台東区	66
34	東京都	東大和市	64
35	東京都	清瀬市	53
36	東京都	杉並区	52
37	東京都	品川区	50
		合計	6,885

	都道府県	市区町村	待機児童数
1	神奈川県	川崎市	615
2	神奈川県	藤沢市	379
3	神奈川県	相模原市	244
4	神奈川県	茅ヶ崎市	180
5	神奈川県	横浜市	179
6	神奈川県	大和市	127
		合計	1,724

	都道府県	市区町村	待機児童数
1	埼玉県	さいたま市	126
2	埼玉県	川口市	123
3	埼玉県	朝霞市	95
4	埼玉県	川越市	94
5	埼玉県	新座市	81
6	埼玉県	和光市	70
		合計	589